

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(基礎的電気通信役務台帳の公表等) 第十三条 「略」 「2・3 略」 4 法第十八条の二第四号の総務省令で定める事項は、最終保障電気通信事業者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先とする。 5 総務大臣は、法第十八条の二の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。 (第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種単位区域)ごとの電気通信回線設備の規模等の報告) 第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度ごとに当該事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る第二種単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模(一の第二種単位区域の全世帯数及び全事業所数に占める当該第二種単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数及び事業所数の割合とする。以下この条、第四十条の五、第四十条の六の五、第四十条の七の二、第四十条の七の三及び第四十条の七の七並びに様式第三十八の二の四において同じ。)が第四十条の五第二項に規定する規模を超える場合には、その旨 「一・三 略」 「2 略」 (最終保障電気通信役務の提供に関する利用者利益の保護) 第十六条の三 法第十九条第二項第八号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 最終保障電気通信役務の提供の終了に係る手続 二 最終保障電気通信役務の提供の終了条件 (最終保障電気通信事業者による役務提供確認) 第二十二条の二の二 法第二十五条の三第一項の規定による役務提供確認は、正当な理由がある場合を除き、法第二十五条の二第一項に規定する提供の求めを行った者から、区域内電気通信事業者に対する役務提供確認の実施に係る許諾が得られた日から一日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は、算入しない。第二十二条の二の二の三において同じ。)以内に行わなければならない。 (区域内電気通信事業者の回答) 第二十二条の二の二の二 法第二十五条の三第二項の規定による区域内電気通信事業者の回答は、正当な理由がある場合を除き、最終保障電気通信事業者から法第二十五条の三第一項の規定に基づく役務提供確認があつた日から三日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定		(基礎的電気通信役務台帳の公表等) 第十三条 「同上」 「2・3 同上」 「新設」 4 総務大臣は、法第十八条の二第一項の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。 (第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域)ごとの電気通信回線設備の規模等の報告) 第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模(一の単位区域の全世帯数に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。)が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨 「一・三 同上」 「2 同上」 「新設」 「新設」 第二十二条の二の二 削除	

	する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は、算入しない。）以内に行わなければならない。 （最終保障電気通信事業者による通知） 第二十二條の二の三 法第二十五條の三第三項の規定による通知は、正当な理由がある場合を除き、全ての区域内電気通信事業者から法第二十五條の三第二項に基づく回答があつた日から一日以内に行わなければならない。 （役務提供確認等について取り決めるべき事項） 第二十二條の二の四 最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者は、法第二十五條の三の規定による役務提供確認等の実施に当たり、両者の間で、次の各号に掲げる事項を取り決めなければならない。 一 法第二十五條の三第一項から第三項までに規定する役務提供確認等については、共通の方法によること。 二 最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者並びに提供の求めを行った者に係る情報について、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。 三 提供の求めを行った者の利益の確保のため、必要な措置を講じること。 （総務大臣への報告） 第二十二條の二の五 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者が第二十二條の二の二又は前条に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。 二 区域内電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者が第二十二條の二の二又は前条に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該最終保障電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。 （第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等） 第四十條の三 法第八十條第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）によるものとする。 二 法第八十條第一項第一号の公表は、同条第二項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 三 法第八十條第一項第一号の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。
	【新設】 第二十二條の二の三 法第二十五條の三第三項の規定による通知は、正当な理由がある場合を除き、全ての区域内電気通信事業者から法第二十五條の三第二項に基づく回答があつた日から一日以内に行わなければならない。 （役務提供確認等について取り決めるべき事項） 第二十二條の二の四 最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者は、法第二十五條の三の規定による役務提供確認等の実施に当たり、両者の間で、次の各号に掲げる事項を取り決めなければならない。 一 法第二十五條の三第一項から第三項までに規定する役務提供確認等については、共通の方法によること。 二 最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者並びに提供の求めを行った者に係る情報について、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。 三 提供の求めを行った者の利益の確保のため、必要な措置を講じること。 （総務大臣への報告） 第二十二條の二の五 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者が第二十二條の二の二又は前条に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。 二 区域内電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者が第二十二條の二の二又は前条に違反すると認められる相当の理由がある場合には、速やかに、当該最終保障電気通信事業者の氏名又は名称その他必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。 （第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等） 第四十條の三 法第八十條第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）によるものとする。 二 法第八十條第一項第一号の公表は、同条第二項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 三 法第八十條第一項第一号の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。
	【新設】 （第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等） 第四十條の三 法第八十條第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる附属明細書（同項第十号及び第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。） 二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。） 三 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類 六 第十四條第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)	
第四十条の三の二	法第百八条第一項第二号の接続約款には、次の各号に掲げる事項が定められていなければならない。
一	他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
二	他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的條件
三	接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
四	電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
五	接続協定の締結及び解除の手續
六	他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
七	電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
八	重要通信の取扱方法
九	前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
十	有効期間を定めるときは、その期間
2	法第百八条第一項第二号の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
(第一号基礎的電気通信役務に係る担当第一種支援区域の指定業務区域の範囲の基準)	
第四十条の三の三	法第百八条第一項第三号の総務省令で定める地域の単位は、都道府県（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八の二において同じ。）とする。
2	法第百八条第一項第三号の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
一	第十四条第一号、第三号、第四号及び第五号に掲げる第一号基礎的電気通信役務
同条第一号、第三号、第四号又は第五号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域における全ての世帯数及び事業所数に占める当該電気通信事業者の業務区域における同条第一号、第三号、第四号又は第五号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数及び事業所数の割合が百分の九十以上であること。	
二	第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務
当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、同号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の	

〔新設〕

〔新設〕

基準に適合していること。

〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の三の四 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様

式第三十八の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる附属明細書（同項第十号及び第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るものとする）であること。前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

二 第一号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るものとする）であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

2 法第百八条第二項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 総務大臣は、法第百八条第二項の規定に基づく申請を行つた電気通信事業者に対して、同条第四項の規定による担当第一種支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

〔担当第一種支援区域の指定の申請様式等〕

第四十条の三の五 法第百八条第四項後段の指定の申請は、様式第三十八の二の二の申請書に、次の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 申請により担当第一種支援区域の指定を受けようとする第一種単位区域の範囲を記載した書類

二 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

〔担当第一種支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなった場合等の報告〕

第四十条の三の六 第一種適格電気通信事業者は、その担当第一種支援区域が法第百八条第五項

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	第一号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。 (担当第一種支援区域の指定の解除の申請様式等) 第四十条の三の七 法第百八条第五項第二号の規定による担当第一種支援区域の指定の解除を受けようとする第一種適格電気通信事業者は、様式第三十八の二の三の三の申請書に、当該解除を受けようとする担当第一種支援区域の一覧を添えて、総務大臣に申請しなければならない。 (氏名等の変更の届出) 第四十条の三の八 法第百八条第七項の規定による同条第二項第一号又は第四号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二の二の四の届出書を提出しなければならない。 (第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等) 第四十条の三の九 法第百八条第八項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電気通信事業者は、その実施の日の前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。 2 第四十条の三の二第二項の規定は、法第百八条第八項の規定による接続約款の公表について準用する。 (第一種適格電気通信事業者による書類等の提出) 第四十条の四 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三の四第一項第三号及び第四号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。
	(第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準) 第四十条の四の二 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。 一 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の三の四の規定により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表 二 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表 三 第一種適格電気通信事業者が前条の規定により提出すべき第一号基礎的電気通信役務収支表
2	前項の規定によるもののほか、同項各号に掲げる書類(財務諸表を除く。)の作成に当たつては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区
	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
	(第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等) 第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。 2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。 (緊急通報の通信回数) 第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。 2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役割に配賦しなければならぬ。

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

二

回線設備の運用管理費 市内線及び回線設備	
市内回線数比又は取扱量比	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比

3 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。	
〔第一種交付金の額の公表〕 第四十条の四の三 法第百九条第六項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては同条第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等〕 第四十条の四の三 法第百八条第一項第二号の接続約款には、次の各号に掲げる事項が定められていなければならない。
2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。	一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 四 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項 五 接続協定の締結及び解除の手続 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間 七 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項 八 重要通信の取扱方法 九 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項 十 有効期間を定めるときは、その期間 2 法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
〔緊急通報の通信回数〕 第四十条の四の四 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。 2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。 〔削る〕	〔第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等〕 第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電気通信事業者は、その実施の日の前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。 2 前条第二項の規定は、法第百八条第三項の規定による接続約款の公表について準用する。 〔第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕 第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

- 二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度に係るもの又は当該前事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）
- 三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類
- 五 申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、次に掲げる書類
- イ 当該申請を行おうとする事業年度の前事業年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類
- ロ 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四の計画書（以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」という。）
- 2 前項（第五号イに係る部分に限る。）の規定による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の四の五第一項（第五号イに係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。
- 3 総務大臣は、第一項の提出を行つた電気通信事業者に対して、法第一百十条の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。
（第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等）
- 第四十条の四の六 法第一百十条の三第一項一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。
- 一 第二号基礎的電気通信役務収支表
- 二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書
- 2 前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては当該各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
- 3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第一百十条の三第三項の規定により当該担当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間）、これを行わなければならない。

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件）

第四十条の五 法第七十七条第三号の総務省令で定める規模は、担当第二種支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。

- 一 一般支援区域 百分の五十
- 二 特別支援区域 百分の十

2 法第一百十条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、第二種単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合は百分の五十とする。

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の五の二 法第七十七条第三号の総務省令で定める期間は、前条第一項に規定する割合を超えた日から起算して零日とする。

2 法第一百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、前条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

（第一種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第三号及び第四号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限り。）を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限り。）

二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該事業年度に係るもの又は当該事業年度に属する日であつて当該提出をしようとする第二種適格電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限り。）

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超えるかどうかの別その他必要な事項
ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書

2 前項（第五号イに係る部分に限る。）の規定による提出を行うとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の五の二第一項（第五号イに係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準）

第四十条の五の三 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

〔削る〕

- 一 法第八十八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の三の規定により提出すべき財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表
 - 二 法第八十八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表
 - 三 法第一百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の四の五第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表
 - 四 法第一百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第二号基礎的電気通信役務収支表
- 前項の規定によるもののほか、同項各号に掲げる書類（財務諸表を除く。）の作成に当たつては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

2

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費用	
密口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運用費用	加入数比又は取扱量比
施設保全費用	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費用	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比

	租税公課	
	固定資産税等	関連する固定資産価額比
	事業所税	管理部門等の人件費比
二 固定資産に係る配賦基準 次の表に掲げる基準		
	市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
	市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比 (ただし、帯域品田は3.4キロヘルツ、符号品田は64キロビットを1回線として換算する。)又は取扱量比
3	前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。 (第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準) 第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。)における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。 二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。 (第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件) 第四十条の六の二 法第百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。 一 一般支援区域 百分の五十 二 特別支援区域 百分の十 2 法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合は百分の五	
(法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位) 第四十条の六 法第百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。 2 前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。		
(一般支援区域等の指定等) 第四十条の六の二 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る第二種単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、当該規模報告に係る事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。		

(特別支援区域の指定等に係る特例)

第四十条の六の三 総務大臣は、規模報告に係る第二種単位区域が第四十条の六の七第二項第一号、第二号又は第三号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、法第百十条の二第二項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の六の七第二項第一号、第二号又は第三号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

一 第四十条の六の七第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該第二種単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の五第二項に規定する割合を超え、その状態で同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

二 第四十条の六の七第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該第二種単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者(地方公共団体を除く。次号において同じ。)に変更され、当該電気通信事業者が当該第二種単位区域において第四十条の六の七第二項第二号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

三 第四十条の六の七第二項第三号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要となる海底ケーブルを所有する者が地方公共団体から電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が当該第二種単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

(法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める方法)

第四十条の六の四 法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一 第二種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二 第二種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

(法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者)

第四十条の六の五 法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

二 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

十とする。

(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第二項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

2 法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第二項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3 法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定(以下この項において「追加指定」という。)後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における第一項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第二項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年」とあるのは、「法第百十条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

	三 第二種単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三条第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六条第四項の規定による届出をした者（法第二十六条の四第二項の規定による届出をした者を除く。） （法第一百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額） 第四十條の六の六 法第一百十條の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。 （地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合） 第四十條の六の七 法第一百十條の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	
	一 当該第二種単位区域における電気通信回線設備の規模 二 当該第二種単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性 三 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な海底ケーブルを所有する者の属性 2 法第一百十條の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 当該第二種単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十條の五第二項に規定する規模を超えない場合 二 当該第二種単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合 三 当該第二種単位区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に必要な海底ケーブルを所有する者が地方公共団体である場合 （第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等） 第四十條の七 法第一百十條の三第三項第一号の公表は、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表（以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。）によるものとする。 2 法第一百十條の三第三項第一号の公表は、同条第二項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。 3 法第一百十條の三第三項第一号の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。 （第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等） 第四十條の七の二 法第一百十條の三第三項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	
	〔新設〕	〔新設〕
	第四十條の七	削除
	（法第一百十條の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務） 第四十條の七の二 法第一百十條の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。	

一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後五月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後五月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。） 三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類 四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類 五 申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとする第二種支援区域に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の五第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が同号に掲げる規模を超える旨を示す書類 法第一百十条の三第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電話番号及び電子メールアドレス 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス並びに法人にあつてはその代表者の氏名 三 第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の七の二第一項（第五号に係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。 四 総務大臣は、法第一百十条の三第二項の規定に基づく申請を行つた電気通信事業者及び次条の規定に基づく申請を行つた第二種適格電気通信事業者に対して、法第一百十条の三第三項の規定による担当第二種支援区域の指定のため、特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四その他必要な書類の提出を求めることができる。 （担当第二種支援区域の指定の申請様式等） 第四十条の七の三 法第一百十条の三第三項後段の指定の申請は、申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとする第二種支援区域に特別支援区域（当該電気通信事業者の電気通信回線設備の規模が第四十条の五第一項第二号に掲げる規模を超えるものに限る。）が含まれる場合には、様式第三十八の二の四の二の申請書に、当該申請を行おうとする事業年度の前年度末に	一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務 イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。） ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。） ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。） ニ I P V P N サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。） ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。） ヘ アンライセンスL P W A（電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。） ト 専用役務 チ 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。） リ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務
--	--

〔新設〕

おける当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が同号に掲げる規模を超える旨を示す書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（担当第二種支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなった場合等の報告）

第四十条の七の四 第二種適格電気通信事業者は、その担当第二種支援区域が法第一百十条の三第

四項第二号イに掲げる場合に該当することとなったときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（担当第二種支援区域の指定の解除の申請様式等）

第四十条の七の五 法第一百十条の三第四項第三号の規定による担当第二種支援区域の指定の解除を受けようとする第二種適格電気通信事業者は、様式第三十八の二の四の三の申請書に、当該解除を受けようとする担当第二種支援区域の一覧を添えて、総務大臣に申請しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第四十条の七の六 法第一百十条の三第六項の規定による同条第二項第一号又は第三号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二の四の四の届出書を提出しなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の七の七 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

二 第二号基礎的電気通信役務収支表（当該提出をしようとする日の属する事業年度の前事業年度（申請日が前事業年度経過後四月以内である場合には、前々事業年度）に係るもの又は当該前事業年度（申請日が前事業年度経過後五月以内である場合には、前々事業年度）に属する日であつて当該提出をしようとする電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間に係るものに限る。）

三 前二号に掲げる書類の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号に掲げる書類を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該事業年度末における担当第二種支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、当該特別支援区域ごとに電気通信設備の規模が第四十条の五第一項第二号に掲げる規模を超えるかどうかの別その他必要な事項

2 前項（第五号に係る部分に限る。）の規定による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令」とあるのは「第四十条の七の七第一項（第五号に係る部分に限る。）」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは」とする」。

（第二種適格電気通信事業者が用いるべき会計の基準）

第四十条の七の八 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、これらの書類は、この項において準用する同令の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

- 一 法第一百条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の七の二第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表
- 二 法第一百条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第二号基礎的電気通信役務収支表
- 三 第二種適格電気通信事業者が前条の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表

2| 前項の規定によるもののほか、同項各号に掲げる書類（財務諸表を除く。）の作成に当たっては、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この項において同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この表において同

〔新設〕

	じ。)比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比
二 固定資産に係る配賦基準 次の表に掲げる基準	
市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比
3 前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。	
（第二種交付金の額の公表）	
第四十条の七の九 法第百十条の五第六項の規定による交付金の額の公表は、第二種交付金にあつては法第百十条の五第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。	
2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。	
（法第百十条の六第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務）	
第四十条の七の十 法第百十条の六第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。	
一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務	
二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務	
イ プレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）	
ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）	
ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）	
ニ I P V P Nサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）	
ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）	
ヘ アンライセンスL P W A（電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するもの	

〔新設〕

〔新設〕

をいう。）
ト 専用役務
升 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
リ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

第四十条の八から第四十条の八の五まで 削除

（交付金の額の公表）

第四十条の八 法第九十九条第四項の規定及び法第一百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九十九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第一百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位）

第四十条の八の二 法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。

2 前項に規定する町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

（特別支援区域の指定等に係る特例）

第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第一百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（地方公共団体を除く。）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同

号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

(法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める方法)

第四十条の八の四 法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。

一 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額

二 単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が別に告示する額

(法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者)

第四十条の八の四の二 法第百十条の二第二項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 単位区域(法第百十条の二第一項に規定する単位区域をいう。以下この条において同じ。)(において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

二 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

三 単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であつて、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三条第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六条第四項の規定による届出をした者(法第二十六条の四第二項の規定による届出をした者を除く。)

(法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)

第四十条の八の四の三 法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。

(地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合)

第四十条の八の五 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模

二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性

2 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、前条で定める額を下回るときとする。

一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模

14 第14条第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げるもの	(1) 同条第1号、第3号、第4号及び第5号の各号に掲げるもの								
	(2) 同条第1号、第3号、第4号及び第5号の各号に掲げるもの								
	小計								
2 第14条第2号に掲げるものの	(1) 同号に掲げるもの								
	(2) 同号に掲げるもの								
	小計								
3 第14条第2号の2に掲げるもの									
合計									

注 1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする

2

で、次のとおり申請します。

1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注 法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第4条第3項に規定するものを記載すること。

2 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に關し定めた接続約款による接続に關する締結事業者名及び締結年月日

注 当該電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備である場合に限り記載すること。

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

- 2 第 14 条第 2 号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。
- 3 1 の項 (2) 及び 2 の項 (2) の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 4 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年郵政省令第 91 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第 14 条第 2 号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。
- 5 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。
- 6 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第 40 条の 4 の 2 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 7 2 以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第 40 条の 4 の 2 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第 2 表 第一種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第一号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第一号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第一号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1) から (2) を減じた額
1 第 14 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号			

に掲げるもの				
2 第14条第2号に掲げるもの				
3 第14条第2号の2に掲げるものの				
合計				

注 電気通信事業者が法第108条第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

第3表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
合計				

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

2 電気通信事業者が法第108条第1項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

様式第38の2 (第40条の3の4第1項関係)

第一種適格電気通信事業者指定申請書

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所

年 月 日

様式第38の2 (第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係)

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

第1表 第14条第1号から第5号までに掲げるもの

役 務 の 細 目	営業 収益	営 業 費 用		営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費	うち設備 利用部門		
役 務 の 細 目	営業 収益	うち設備管理部門費	うち設備 利用部門	営業 利益	摘要

第 14 条第 4 号に掲げるもの	小 計								
	(1) 同 号イに掲げるもの								
	(2) 同 号ロに掲げるもの								
第 14 条第 5 号に掲げるもの	小 計								
	(1) 同 号イに掲げるもの								
	(2) 同 号ロに掲げるもの								
合 計									

注 1 法第 108 条第 1 項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第 14 条第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ及び第 5 号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

2 第 14 条第 2 号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、電気通信事業者自らが設置する電気通信設備との接続に関する協定及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に基づき他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3 1 の項(2)、2 の項(2)、2 の 2 の項、3 の項(2)及び 4 の項(2)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

4 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年郵政省令第 91 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用として、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第 14 条第 2 号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれらの附属設備の撤去

当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみに目的とするものに限る。)に係る費用とする。

5 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

6 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる役務に整理することができる。

7 2 以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる役務に整理することができる。

第 2 表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
計				

注 1 「交付金」とは法第 107 条第 1 号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)第 5 条第 1 項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第 110 条第 1 項の第一種負担金を示す。

2 電気通信事業者が法第 108 条第 1 項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

様式第38の2の2 (第40条の4の5関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

様式第38の2の2 (第40条の7の2関係)

第二種適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

とおり申します。

1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

第4条第3項各号に掲げる種別ごとに記載すること。

2 業務区域

3 指定を受けようとする担当第一種支援区域の一覧

注 1に記載した第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第一種支援区域を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の2の3 (第40条の3の7関係)

担当第一種支援区域指定解除申請書

年 月 日

殿
臣
總
務
大
臣

郵便番号

ふりがな

住所

ふりがな

第一種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の

氏名を記載すること。)

（連絡のとれる電話番号等を記載する）

こと。担当部署等がある場合は、担当

該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第108条第5項の規定により、担当第一種支援区域の指定の解除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注 第4条第3項各号に掲げる種別ごとに記載すること。

業務区域

3 指定の解除を受けようとする担当第一種支援区域の一覧

注 1に記載した第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第一種支線区域を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の2の4 (第40条の3の8関係)

「新設」

[新設]

第一号基礎的電気通信役務氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
第一種適格電気通信事業者名
（法人にあつては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載する
こと。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第108条第7項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 （法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の氏名 （法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の国内の住所		

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		
トレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
様式第38の2の2の5 (第40条の3の6関係) 【新設】

電気通信事業法第108条第5項第1号イに該当する場合に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号	(ふりがな)
住 所	(ふりがな)
第一種適格電気通信事業者名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連絡先	(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第108条第5項第1号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の3の6の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当第一種支援区域	

注1 理由欄には、電気通信事業法第108条第5項第1号イに該当することとなつた理由について記載すること。

2 該当する担当第一種支援区域が複数ある場合は、担当第一種支援区域欄に全て記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の3 (第40条の7第1項、第40条の7の2第1項第2号、第40条の7の7第1項第2号関係)

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

〔第1表 略〕

〔注1～4 略〕

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する額	(2) 全ての担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
合計			

〔注1～3 略〕

〔第3表 略〕

〔注1・2 略〕

様式第38の2の4 (第40条の7の2第4項関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

〔第1表 同左〕

〔注1～4 同左〕

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
合計			

〔注1～3 同左〕

〔第3表 同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種適格電気通信事業者として担当第二種支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の7の2第4項の規定により、特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定め

1 計画の概要

(年 月 日時点)

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
	合 計			

[注1～6 略]
[2 略]

[注1・2 略]

様式第38の2の4の2 (第40条の7の3関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種適格電気通信事業者として担当支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。

1 計画の概要

(年 月 日時点)

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
	合 計			

[注1～6 同左]
[2 同左]

[注1・2 同左]

[新設]

担当第二種支援区域指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

第二種適格電気通信事業者名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第110条の3第3項の規定により、担当第二種支援区域の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

注 法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げるものを記載すること。

2 業務区域

3 指定を受けようとする担当第二種支援区域の一覧

注1 1に記載した第二号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第二種支援区域を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の4の3（第40条の7の5関係）

担当第二種支援区域指定解除申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

【新設】

住 所 (ふりがな) 第二種適格電気通信事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	電気通信事業法第110条の3第4項の規定により、担当第二種支援区域の指定の解除を受けたいので、次のとおり申請します。 1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別 注 法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げるものを記載すること。 2 業務区域 3 指定の解除を受けようとする担当第二種支援区域の一覧 注1 1に記載した第二号基礎的電気通信役務の種別ごとの2に記載した業務区域の範囲に含まれる第二種支援区域を記載すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 様式第38の2の4の4 (第40条の7の6関係)
第二号基礎的電気通信役務氏名等変更届出書	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 第二種適格電気通信事業者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	年 月 日

【新設】

次のとおり変更があったので、電気通信事業法第110条の3第6項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更年月日
	変更後	
氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び		
電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の氏名		
(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の国内の住所		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の電話番号及び電子メール アドレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
様式第38の2の5 (第40条の7の4関係)

電気通信事業法第110条の3第4項第2号イに該当する場合に係る報告書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
第二種適格電気通信事業者名

様式第38の2の5 (第40条の8の5の2第1項関係)

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当する場合に係る報告書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
第二種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第4項第2号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の7の4の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当第二種支援区域	

[注1 略]

- 2 該当する担当第二種支援区域が複数ある場合は、担当第二種支援区域欄に全て記載すること。

[3 略]

[割る]

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第1項の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当支援区域	

[注1 同左]

- 2 該当する担当支援区域が複数ある場合は、担当支援区域欄に全て記載すること。

[3 同左]

様式第38の2の6 (第40条の8の5の2第2項関係)

第二種適格電気通信事業者の地位の承継に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

承継者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第5項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継を受けたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第2項の規定により、報告します。

承継年月日	
被承継者の名称	

様式第38の 3 (第40条の 3 の 9 関係)		注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。	
【略】		様式第38の 3 (第40条の 4 の 3 第 1 項関係)	
電気通信事業法第108条第 8 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。		【同左】	
実施期日		実施期日	
【注 略】		【注 同左】	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告) 第九条 次の各号に掲げる電気通信事業者は、当該各号に定めるところにより、電気通信番号及び回線数等(高速データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項をいう。以下この条において同じ。)の毎月末の状況について、翌月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。)までに、総務大臣に報告しなければならない。 「一 略」 二 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者(当該電気通信事業者から高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者(以下この号において「一部承継事業者」という。)を含む。)それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況(一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。)			(電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告) 第九条 「同上」 「一 同上」 二 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者(当該電気通信事業者から高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者(以下この号において「一部承継事業者」という。)を含む。)それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況(一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。)		
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
ＦＴＴＨアクセスサービス	[略]	[略]	ＦＴＴＨアクセスサービス	[同上]	[同上]
ＤＳＬアクセスサービス	[略]	[略]	ＤＳＬアクセスサービス	[同上]	[同上]
ＣＡＴＶアクセスサービス	[略]	[略]	ＣＡＴＶアクセスサービス	[同上]	[同上]
ＦＷＡアクセスサービス	[略]	[略]	ＦＷＡアクセスサービス	[同上]	[同上]
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	[略]	[略]	ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	[同上]	[同上]
携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス	[略]	[略]	携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス	[同上]	[同上]
ローカル５Ｇサービス	[略]	[略]	ローカル５Ｇサービス	[同上]	[同上]
全国ＢＷＡアクセスサービス	[略]	[略]	全国ＢＷＡアクセスサービス	[同上]	[同上]
地域ＢＷＡアクセスサービス	[略]	[略]	地域ＢＷＡアクセスサービス	[同上]	[同上]
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	[略]	[略]	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	[同上]	[同上]

〔表略〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔2～4 略〕

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告			年	月末現在
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス 事業者名 法人番号				
1 自らが最終利用者に提供する回線数 回線数 (電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を除く。)				
参考事項				
2 一次MVNOに提供する回線数				
事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

〔注 1～9 略〕

様式第 31 の 2 (第 9 条第 2 号関係)

〔表略〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔2～6 略〕

様式第 31 の 3 (第 9 条第 2 号関係)

〔表略〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔表同左〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔2～4 同左〕

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告			年	月末現在
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス 事業者名 法人番号				
1 自らが最終利用者に提供する回線数 回線数 (電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を除く。)				
参考事項				
2 一次MVNOに提供する回線数				
事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

〔注 1～9 同左〕

様式第 31 の 2 (第 9 条第 2 号関係)

〔表同左〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔2～6 同左〕

様式第 31 の 3 (第 9 条第 2 号関係)

〔表同左〕

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

〔2～8 略〕	
様式第 31 の 4（第 9 条第 2 号関係）	様式第 31 の 4（第 9 条第 2 号関係）
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～8 略〕	〔2～8 同左〕
様式第 31 の 5（第 9 条第 2 号関係）	様式第 31 の 5（第 9 条第 2 号関係）
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～7 略〕	〔2～7 同左〕
様式第 31 の 6（第 9 条第 2 号関係）	様式第 31 の 6（第 9 条第 2 号関係）
〔表略〕	〔表同左〕
注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 10 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。	注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
〔2～6 略〕	〔2～6 同左〕
様式第 31 の 7（第 9 条第 2 号関係）	様式第 31 の 7（第 9 条第 2 号関係）

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告					年 月 末現在	
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス (携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)						
事業者名 法人番号						
MNO	一次MVNO	(1) 回線数		(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信役務(同条第1号及び第2号チに掲げるものを除く。)の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数	
事業者名	法人番号					
事業者番号	法人番号					
合計						
参考事項						

[注1～9 略]

様式第32 (第9条第2号関係)

[表略]

[注1 略]

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の10に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

[3～6 略]

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告					年 月 末現在	
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス (携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)						
事業者名 法人番号						
MNO	一次MVNO	(1) 回線数		(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務(同条第1号及び第2号チに掲げるものを除く。)の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数	
事業者名	法人番号					
事業者番号	法人番号					
合計						
参考事項						

[注1～9 同左]

様式第32 (第9条第2号関係)

[表同左]

[注1 同左]

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

[3～6 同左]

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
8 附 則 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		8 附 則 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第五條第一項 算定対象原価 第一号		第二條第三号 平均単価 除して得た額	
平均原価	平均単価	平均原価	基準原価
各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平均単価	平均原価	基準原価
平均単価	平均単価	平均原価	基準原価
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価		平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した平均単価		平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価	
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した平均単価		平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価	

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部改正）

第四条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条 法第百十條の五第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可（次項において「第二種交付認可」という。）の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。 〔2 略〕 （第二種交付金の額の算定方法等） 第五条 法第百十條の五第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法とする。 〔一 略〕 二 特別支援区域 次のイ及びロに掲げる第二種単位区域の区分ごとに当該イ及びロに規定する額を合計する方法 イ 次のロに掲げる第二種単位区域を除く第二種単位区域 役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額 ロ 施行規則第四十條の六の七第二項各号のいずれかに該当する第二種単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた第二種単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる第二種単位区域を含む。第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において同じ。） 役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額 2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十條の七の七第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 〔3 5 略〕 （第六条式による第二種交付金の額の算定） 第六条 一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当第二種支援区域（法第百七条第三号に規定する担当第二種支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十條の六の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控	第四条 法第百十條の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可（次項において「第二種交付認可」という。）の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。 〔2 同上〕 （第二種交付金の額の算定方法等） 第五条 法第百十條の四第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法とする。 〔一 同上〕 二 特別支援区域 次のイ及びロに掲げる単位区域の区分ごとに当該イ及びロに規定する額を合計する方法 イ 次のロに掲げる単位区域を除く単位区域 役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額 ロ 施行規則第四十條の八の五第二項各号のいずれかに該当する単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる単位区域を含む。第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号において同じ。） 役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額 2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十條の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以下の場合にあつては、零）とする。ただし、当該第二号基礎的電気通信役務収支表が四月一日から翌年三月三十一日までの期間に係るものでないときは、当該控除して得た額にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。 〔3 5 同上〕 （第六条式による第二種交付金の額の算定） 第六条 一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当支援区域（法第百七条第二号に規定する担当支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十條の八の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控除する手法を

除する手法を用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

〔一・二 略〕

（第七条式による第二種交付金の額の算定）

第七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当第二種支援区域ごとの原価から、それぞれ第十七条の規定により算定する当該担当第二種支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が零以下の場合、零とする。）を合計する手法を用いることとする。

（原価等の届出）

第八条 法第百十条の五第三項の規定による届出（以下「第八条届出」という。）は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 法第百十条の五第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

〔一 略〕

二 担当第二種支援区域ごとの第五条第一項第一号、同項第二号イ又は同号ロに掲げる支援区域の区分の別

三 担当第二種支援区域のうち第五条第一項第一号又は同項第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四 担当第二種支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

〔五 略〕

第九条 法第百十条の五第五項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当第二種支援区域ごと及び第六条式又は第七条式の別ごとに算定する方法とする。

2 法第百十条の五第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門（接続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。）及び設備利用部門（同項第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。）ごとに算定することとする。

3 第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数（地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。）を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定することとする。

用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

〔一・二 同上〕

（第七条式による第二種交付金の額の算定）

第七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当支援区域ごとの原価から、それぞれ第十七条の規定により算定する当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が零以下の場合、零とする。）を合計する手法を用いることとする。

（原価等の届出）

第八条 法第百十条の四第三項の規定による届出（以下「第八条届出」という。）は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 法第百十条の四第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

〔一 同上〕

二 担当支援区域ごとの第五条第一項第一号、同項第二号イ又は同号ロに掲げる支援区域の区分の別

三 担当支援区域のうち第五条第一項第一号又は同項第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四 担当支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

〔五 同上〕

第九条 法第百十条の四第四項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当支援区域ごと及び第六条式又は第七条式の別ごとに算定する方法とする。

2 法第百十条の四第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門（接続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。）及び設備利用部門（同項第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。）ごとに算定することとする。

3 第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数（地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。）を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定することとする。

(第六条式による第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定) 第十条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域として第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。	(第六条式による第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定) 第十条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。
2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当第二種支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 (第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定)	2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 (第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定)
第十一条 前条第二項に規定する担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当第二種支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に規定する額を合計することにより算定することとする。 一 固定端末系伝送路設備部門 次に掲げる額を合計した額に三分の二(電気通信役務及び放送役務の提供による設備の共用の態様が芯線を共用するものでない電気通信回線については、二分の一とする。第十五条第六項、第十六条第三項及び第十七条第二項第二号において同じ。)を乗じた額	第十一条 前条第二項に規定する担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に規定する額を合計することにより算定することとする。 一 「同上」
イ 担当第二種支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要と推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度(当該需要を当該面積で除して得た値をいう。)に応じて通常要すると見込まれる費用の額 ロ 担当第二種支援区域ごとに推計する最寄りの収容局(第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接収容する局舎をいう。以下同じ。)からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額	イ 担当支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要と推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度(当該需要を当該面積で除して得た値をいう。)に応じて通常要すると見込まれる費用の額 ロ 担当支援区域ごとに推計する最寄りの収容局(第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接収容する局舎をいう。以下同じ。)からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額
二 海底ケーブル部門 次に掲げる額を合計した額に他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者との設備の共用に係る原価の配賦基準として前条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順において定める値を乗じた額 イ 担当第二種支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当第二種支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額	二 「同上」 イ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額
ロ 担当第二種支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当第二種支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額	ロ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額

2 前項の規定による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価の算定は、次の各号に掲げる事項を確保するものとする。 一 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように構成すること。 「イ 略」 ロ 現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供している 第二種単位区域において当該提供に用いることができるものであること。 「ハ・ニ 略」 「二〽五 略」 (第六条式による第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定) 第十二条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域として第二号基礎的C A T Vアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 「3・4 略」 (第六条式による設備利用部門の原価の算定) 第十三条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当第二種支援区域ごとの当該役務の提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価(広告又は宣伝に係る費用を除く。)に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。 (第七条式による設備管理部門の原価の算定) 第十四条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する	2 「同上」 一 「同上」 「イ 同上」 ロ 現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供している 単位区域において当該提供に用いることができるものであること。 「ハ・ニ 同上」 「二〽五 同上」 (第六条式による第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定) 第十二条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的C A T Vアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当支援区域ごとの第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 「3・4 同上」 (第六条式による設備利用部門の原価の算定) 第十三条 一般支援区域又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当支援区域ごとの当該役務の提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価(広告又は宣伝に係る費用を除く。)に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。 (第七条式による設備管理部門の原価の算定) 第十四条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いる
---	---

手順を用いることとする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 一 施設保全費等 次に掲げる額 イ 施行規則第四十条の六の七第二項第一号に該当する第二種単位区域である担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）に当該手順において定める係数を乗じて得た額 ロ 施行規則第四十条の六の七第二項第二号に該当する第二種単位区域である担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費 二 更新した設備の減価償却費 担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を合計した額 〔三・四 略〕	こととする。 2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。 一 〔同上〕 イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）に当該手順において定める係数を乗じて得た額 ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費 二 更新した設備の減価償却費 担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を合計した額 〔三・四 同上〕
第十五条 前条第二項各号に掲げる費用は、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に係る費用に限り原価として算定することとする。 2 前条第二項第一号に掲げる施設保全費等に係る原価の算定は、次の各号に掲げるところによることとする。 一 当該施設保全費等は、次に掲げる第二種単位区域の別に応じ、それぞれ次に掲げる費用に限り原価として算定することとする。 イ 施行規則第四十条の六の七第二項第一号に該当する第二種単位区域 当該第二種単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用 ロ 施行規則第四十条の六の七第二項第二号に該当する第二種単位区域 次に掲げる費用 （1） 当該第二種単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用 〔（2）・（3） 略〕 〔二・四 略〕	第十五条 〔同上〕 2 〔同上〕 一 当該施設保全費等は、次に掲げる単位区域の別に応じ、それぞれ次に掲げる費用に限り原価として算定することとする。 イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用 ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域 次に掲げる費用 （1） 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用 〔（2）・（3） 同上〕 〔二・四 同上〕
3 前条第二項第二号に掲げる更新した設備の減価償却費は、次の各号に掲げる事由による設備の更新に係るもの（特別損失に属するものを除く。）に限り原価として算定することとする。ただし、地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けて更新した設備であつて当該設	3 〔同上〕

備の固定資産の帳簿価額が圧縮記帳により減額されていないものの減価償却費は、当該各号に掲げる事由による設備の更新に係るものに含まないこととする。

〔一〇四 略〕

五 その他担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要なものに限る。）

〔4〃6 略〕

（第七条式による設備利用部門の原価の算定）

第十六条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度の前事業年度末の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号において「平均回線数」という。）で除して得た額に第九条第三項の規定により記録した当該担当第二種支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

3 第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当第二種支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当第二種適格電気通信事業者は、当該担当第二種支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより役務ごと及び担当第二種支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役務ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当第二種支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額

〔一〇四 同上〕

五 その他担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要なものに限る。）

〔4〃6 同上〕

（第七条式による設備利用部門の原価の算定）

第十六条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度の前事業年度末の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号において「平均回線数」という。）で除して得た額に第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

3 第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役務ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額

む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額

第十八条 第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当第二種支援区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を整理しなければならない。

イ 当該収容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当第二種支援区域名

「八略」

(担当第二種支援区域の指定の解除等に係る特例)

第二十条 法第四十条の第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づきその担当第二種支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日（以下この項及び次項において「担当解除日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めず、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額（次号において「解除後交付金額」という。）に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数（担当解除日の属する月を含む。）を十二で除した値を乗じて得た額

二 当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めてこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当第二種支援区域を算定の対象に含めず（この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額

十八條 第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当支援区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を整理しなければならない。

イ 当該収容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当支援区域名

同
上

(担当支援区域の指定の解除等に係る特例)

二十条 法第一百条の第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対する当該解除をされた日（以下この項及び次項において「担当解除日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めずにこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額（次号において「解除後交付金額」という。）に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数（担当解除日の属する月を含む。）を十二で除した値を乗じて得た額

二 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めてこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

2 前項の第二種適格電気通信事業者に対する担当解除日の属する事業年度の翌事業年度に係る第二種交付金の額は、当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めず（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する額とする。

〔3 略〕 （高速データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例） 第二十二条 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速データ伝送役務提供事業者（以下この条において「納付困難事業者」という。）がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日（以下この条において「事由発生日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき第三章の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務（法第七十七条第三号に掲げる業務及び同条第五号に規定する業務のうち同条第三号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率（次項において「第二種交付金対業務費比率」という。）で按分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に対応する額を減じて得た額とすることができる。 〔一〇四 略〕 〔二〇三 略〕 第二十三条 法第一百十条の六第二項において準用する法第一百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。 〔一〇六 略〕 〔2 略〕 （第二種負担金の額の算定方法） 第二十四条 法第一百十条の六第二項において準用する法第一百十条第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。 一 回線単価（高速データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。）の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。） 〔二 略〕 〔二〇四 略〕 （高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法） 第二十七条 法第一百十条の六第一項ただし書及び施行令第五条の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は	〔3 同上〕 （高速データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例） 第二十二条 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速データ伝送役務提供事業者（以下この条において「納付困難事業者」という。）がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日（以下この条において「事由発生日」という。）の属する月以降の月に係る第二種交付金（当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき第三章の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務（法第七十七条第二号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第二号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率（次項において「第二種交付金対業務費比率」という。）で按分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に対応する額を減じて得た額とすることができる。 〔一〇四 同上〕 〔二〇三 同上〕 第二十三条 法第一百十条の五第二項において準用する法第一百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。 〔一〇六 同上〕 〔2 同上〕 （第二種負担金の額の算定方法） 第二十四条 法第一百十条の五第二項において準用する法第一百十条第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。 一 回線単価（高速データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。）の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。） 〔二 同上〕 〔二〇四 同上〕 （高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法） 第二十七条 法第一百十条の五第一項ただし書及び施行令第五条の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は
---	--

料金を含む。）を合計する方法とする。 〔一〕三 略〕 〔2〕4 略〕 （高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等） 第二十八条 略〕 2 前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であつて、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、同項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の十に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。 〔3 略〕 （延滞利息） 第三十条 法第百十条の六第二項において読み替えて準用する法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。 様式第1（第4条第1項及び第2項関係）	料金を含む。）を合計する方法とする。 〔一〕三 同上〕 〔2〕4 同上〕 （高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等） 第二十八条 〔同上〕 2 前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であつて、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、同項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。 〔3 同上〕 （延滞利息） 第三十条 法第百十条の五第二項において読み替えて準用する法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。 様式第1（第4条第1項及び第2項関係）
第二種交付金の額及び交付方法認可申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 （ふりがな） 住所 （ふりがな） 氏 名（名称及び代表者の氏名を記載するこ と。） 電気通信事業法第110条の5第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。 〔1・2 略〕 様式第2（第23条第1項及び第2項関係） 第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書	第二種交付金の額及び交付方法認可申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 （ふりがな） 住所 （ふりがな） 氏 名（名称及び代表者の氏名を記載するこ と。） 電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。 〔1・2 同左〕 様式第2（第23条第1項及び第2項関係） 第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載するこ
と。)

電気通信事業法第110条の6第2項において準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

【1・2 略】

別表第1 (第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係)

第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
【略】

年度分
(単位 円)

第二号基礎的 電気通信役務 の種別	担当第二種支援区域の別	費用の額	収益の額	費用の額か ら収益の額 を控除した 額
	(1) 一般支援区域			
	(2) 特別 支援区域			
1 施行規則 第14条の3 第1項第1 号に掲げる もの	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域			
	ロ 第5条 第1項第 2号ロに			

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載するこ
と。)

電気通信事業法第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

【1・2 同左】

別表第1 (第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係)

第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
【同左】

年度分
(単位 円)

第二号基礎 的電気通信 役務の種別	担当支援区域の別	費用の額	収益の額	費用の額 から収益 の額を控 除した額
	(1) 一般支援区域			
	(2) 特別 支援区域			
1 施行規則 第14条の3 第1項第1 号に掲げる もの	イ 第5条 第1項第 2号イに 掲げる区 域			
	ロ 第5条 第1項第 2号ロに			

2 施行規則 第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる もの	掲げる区 域				
	小 計				
	(1) 一般支援区域				
	(2) 特 別 支援区域	イ 第 5 条 第 1 項第 2 号イに 掲げる区 域			
		ロ 第 5 条 第 1 項第 2 号ロに 掲げる区 域			
	小 計				
合 計					

注 費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当第二種支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第 2 (第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項関係)

担当第三種支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 [略]

年度分
 (単位 円)

第 1 一般支援区域		一回線当たりの原価				回線数	原価
担当第二種支援区域名	設備管理部門				設備利用部門	小計	
	固定端末系伝送路設	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準			

2 施行規則 第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる もの	掲げる区 域				
	小 計				
	(1) 一般支援区域				
	(2) 特 別 支援区域	イ 第 5 条 第 1 項第 2 号イに 掲げる区 域			
		ロ 第 5 条 第 1 項第 2 号ロに 掲げる区 域			
	小 計				
合 計					

注 費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第 2 (第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項関係)

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
 [同左]

年度分
 (単位 円)

第 1 一般支援区域		一回線当たりの原価				回線数	原価
担当支援区域名	設備管理部門				設備利用部門	小計	
	固定端末系伝送路設	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準			

	備部門								
合計									

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当第二種支援区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	設備管理部門				設備利用部門	小計		
	固定端末系伝送路設備部門	配賦基準	海底ケーブル部門	配賦基準				
合計								

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当第二種支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
合計					

〔注1 略〕

2 担当第二種支援区域名の欄には、法第110条の3第3項の規定により指定された担当第二種支援区域の名称等を記載すること。

〔3～5 略〕

別表第3（第9条関係）

担当第二種支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

〔略〕

年度分

	備部門								
合計									

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当支援 区域名	一回線当たりの原価						回線数	原価
	設備管理部門				設備利 用部門	小計		
	固定端 末系伝 送路設 備部門	配賦基 準	海底ケ ーブル 部門	配賦基 準				
合計								

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当支援区域名	原価			収益の額	原価から収益の額を控除した額
	設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
合計					

〔注1 同左〕

2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

〔3～5 同左〕

別表第3（第9条関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

〔同左〕

年度分

			(単位 円)
第1 一般支援区域			
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
第2 特別支援区域			
(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域			
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域			
担当第二種支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
[注1 略]			
2 担当第二種支援区域名の欄には、法第110条の3第3項の規定により指定された担当第二種支援区域の名称等を記載すること。			
[3・4 略]			
備考 表中の「」の記号は出記である。			

			(単位 円)
第1 一般支援区域			
担当支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
第2 特別支援区域			
(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域			
担当支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域			
担当支援区域名	回線数	参考事項	
合 計			
[注1 同左]			
2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。			
[3・4 同左]			

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前において、改正法附則第八条第二項の規定に基づき、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四十条の三の四第一項の規定により指定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該指定の申請をすることができる。

第三条 電気通信事業法第一百条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする電気通信事業者は、施行日前においても、新施行規則第四十条の七の二の規定の例により、当該指定の申請をすることができる。

第四条 新施行規則第十四条の五第一項の規定は、施行日以後に行う同項の規定による電気通信回線設備の規模等の報告から適用する。